

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (12/28・1/31 告示 366・20) ……	p.129
通	医療機器の保険適用 (保医発 1228-1) ……	p.129
通	検査料の点数の取扱い (保医発 1228-2, 0131-3) ……	p.129
通	「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正 (保医発 0201-2) ……	p.130
* * *		
通	公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱い (保医発 1225-1, 0126-4, 0202-1) ……	p.130

*本欄で示す“p.00/p.00”は、原則“診療点数早見表 2016年4月版/2017年4月増補版”ページ数です。



告 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

平成 29 年 12 月 28 日・平成 30 年 1 月 31 日 告示第 366・20 号

【解説】先進医療会議で承認された先進医療 A の 1 技術, 先進医療 B の 2 技術, 取下げが承認された先進医療 B の 2 技術が官報告示されました。平成 29 年告示第 366 号は 2018 年 1 月 1 日, 平成 30 年告示第 20 号は 2018 年 2 月 1 日からの適用です。

平成 29 年 12 月 28 日告示 366 号
(p.1416 左段 3 行目/p.1434 左段 6 行目の次に挿入)

42 糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査

イ 対象となる負傷, 疾病又はそれらの症状インフルエンザ

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- RT-PCR 検査の経験を有する。
- (2) 保険医療機関に係る基準
- ① 医師自らが RT-PCR 検査を実施できない場合には, RT-PCR 検査の経験を有する臨床検査技師が配置されている。
 - ② 医療機器保守管理体制が整備されている。
 - ③ 倫理委員会が設置されており, 必要な場合に事前に開催する。

(p.1417 左段下から 5・4 行目/p.1435 左段下から 6・5 行目を訂正)

53 削除(131I-MIBGを用いた内照射療法)

平成 30 年 1 月 31 日告示第 20 号
(p.1416 左段 7~9 行目/p.1434 左段 10

~ 12 行目を訂正)

1 削除(パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びに S-1 内服併用療法)

(p.1417 右段 10 行目/p.1435 右段最下行(本誌 2017 年 11 月号 p.66 で最終訂正)の次に挿入)

81 術後のアスピリン経口投与療法〔下部直腸を除く大腸がん(ステージがⅢ期であって, 肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る)〕

82 TRPV2 阻害薬経口投与療法〔心不全(13 歳以上の患者に係るものであって, 筋ジストロフィーによるものに限る)〕

通 医療機器の保険適用

平成 29 年 12 月 28 日 保医発 1228 第 1 号

【解説】2018 年 1 月 1 日から保険適用されたメーカー申請の個別医療機器のなかで, 区分 B として保険適用された 1 機器について, 算定上の留意事項が通知されました。販売名の下に掲げたものは材料価格基準の決定(類似)機能区分です。

●製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用(区分 B)(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの)

→植込み型補助人工心臓 EVAHEART

当該製品は, 決定機能区分を満たす医療材料の一部であるため当該製品単体では算定できない。

「129」補助人工心臓セット(2)植込型(非拍動流型)②水循環型の一部

通 検査料の点数の取扱い

平成 29 年 12 月 28 日・平成 30 年 1 月 31 日 保医発 1228 第 2 号・保医発 0131 第 3 号

【解説】2017 年 12 月 22 日の中医協で承認された EGFR 遺伝子検査(血漿), サイトメガロウイルス核酸検出(尿), 2018 年 1 月 31 日の中医協で承認された総カルニチン・遊離カルニチンに関する留意事項が示されました。それぞれ 2018 年 1 月 1 日, 2 月 1 日からの適用です。

平成 29 年 12 月 28 日保医発 1228 第 2 号
(本誌 2017 年 7 月号 p.65 右段下から 15 行

目~p.66 右段 3 行目を訂正)

→EGFR 遺伝子検査(血漿)

ア (略)

イ 本検査は, 血漿を用いてリアルタイム PCR 法で測定した場合に算定できる。

ウ 本検査は, 肺癌の詳細な診断及び治療法を選択する場合, 又は肺癌の再発や増悪により, EGFR 遺伝子変異の 2 次的遺伝子変異等が疑われ, 再度治療法を選択

する場合に, 患者 1 人につきそれぞれの場合で 1 回に限り算定できる。ただし, 本検査の実施は, 医学的な理由により, 肺癌の組織を検体として, D004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法)又は「ロ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイム PCR 法以外)を行うことが困難な場合に限る。なお, 本検査

査の実施に当たっては、関連学会が定める実施指針を遵守する。

エ (略)

オ 本検査と、肺癌の組織を検体としたD004-2 悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR 遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。

(p.385 左段 1 行目/p.386 左段 18 行目の次に挿入)

→サイトメガロウイルス核酸検出(尿)

ア サイトメガロウイルス核酸検出(尿)は、D023 微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、等温核酸増

幅法により測定した場合に、1回に限り算定できる。

ウ 先天性サイトメガロウイルス感染の診断を目的として、本検査とD012 感染症免疫学的検査の「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)(1項目当たり)若しくは「39」グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)におけるサイトメガロウイルスを対象とした検査又は「40」サイトメガロウイルス抗体を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。

平成30年1月31日保医発0131第3号

(p.360 左段 28 行目/p.360 右段 11 行目の次に挿入)

→遊離カルニチン及び総カルニチン

ア 遊離カルニチン及び総カルニチンは、D007 血液化学検査の「24」LDアイソザイム1型の所定点数に準じて算定する。
イ 本検査は、酵素サイクリング法により

測定した場合に算定する。

ウ 本検査を先天性代謝異常症の診断補助又は経過観察のために実施する場合は、月に1回を限度として算定する。

エ 静脈栄養管理若しくは経腸栄養管理を長期に受けている筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症若しくは小児の患者、人工乳若しくは特殊治療用ミルクを使用している小児患者、バルプロ酸ナトリウム製剤投与中の患者、Fanconi 症候群の患者又は慢性維持透析の患者におけるカルニチン欠乏症の診断補助若しくは経過観察のために、本検査を実施する場合は、6月に1回を限度として算定する。

オ 同一検体について、本検査とD010 特殊分析の「8」先天性代謝異常症検査を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

カ 本検査の実施に当たっては、関係学会の定める診療に関する指針を遵守する。

通

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正

平成30年2月1日
保医発0201第2号

【解説】「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」が改正され、特例措置対象被保険者等が、第三者行為により軽減特例措置の対象とならない場合は、当該者に係る診療報酬明細書の特記事項欄に「二割」と記載することとされました。

(p.1443 左段下から12行目/p.1461 左段下から12行目に下線部を挿入)

コード	略号	内容
-----	----	----

20	二割	平成20年2月21日保発第0221003号の別紙「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の4の特例措置対象被保険者等が、特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない場合
----	----	--

(p.1476 左段 29 行目/p.1494 左段 5 行目に下線部を挿入)

ソ 特例措置対象被保険者等が、今回の特例措置にかかわらず、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の第2の2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合又は第三者行為により特例措置の対象とならない場合には、「特記事項」欄に「二割」と記載する。